



Title	現存うつほ物語の本文について
Author(s)	野口, 元大
Citation	語文. 1954, 12, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68454
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

現存、うつは物語の本文について

野口元大

うつは物語の本文の錯乱が問題となる時、よく引用されるのは弘安源氏論議の次の一節である。

うつは物語のならび、墨本にみざる所なり。かの物語も、「詞のつづきおぼつかなし。まことに」言葉のにほひとみゆる所もあり。

(又) おもひかけざることいへるも「るべし。」(註1)

この部分は弘安源氏論議それ自身にかく有力な異文のある所であつて、はつきり断定することはできないが、うつは物語の本文の乱れが当時はやくも存在してゐたことに対する有力な一資料であり、その淵源する所甚だ遠きを思はせるのである。

この弘安源氏論議より数年前、風葉和歌集が成つた。そしてそこにはうつは物語の歌は一一〇首とられてゐる。ここに我々は歌だけとはいへ、最も古いうつは物語の本文の一に接することができるのである。更にその詞書によれば、プロットも亦ある程度は窺ひ得るのである。集中に収められた歌を検すると、

みし世にそかくもいはましなけきつゝ又はみるよのなきそ悲しき。(註2)

とある歌が現存物語本文ではみしよにそかくもいはまし歎きなくしての山ちをいかて越らんとなつてゐる以外は殆んど見るべき異文なく一致してゐる。そし

て、この歌そのものも原本によれば、

みし世にそかくもいはましなけきつゝしての山路をいかてこゆ
らん、

と見えるのであつて、物語本文とほぼ同じである。

ただここに問題となるのは、現存物語に見えない歌が三首存在することであるが、この中一首は風葉集自体の伝写過程に於いて誤つてうつは物語の歌とされたものと認められるので、問題とされるのは二首である。この一一〇首中二首といふ散佚率は源氏物語の一八〇首中四首よりも更に低率なので、しかもこの二首の脱落は物語の中極的な部分の脱落を意味してゐるとは考へられないのである。この脱落した二首といふのは恋五にあるて宮と雅明との贈答歌である。(註3) 平中納言雅明はあて宮に時折恋歌を贈つてゐるだけの人物であり、「貴富」以後の巻々では全くといつてよい位姿を消してしまふのである。この歌も彼の他の歌と同様何ら特別な事件に於いて贈られたものとは考へられず、季節の推移、年立上の位置、或ひは人物の登場の仕方などから考へて、この歌は元來「祭の使」巻末にある贈答歌群中についたのではないかと推測されるのである。なほ集中の詞書によつて考へられるプロットはすべて現存物語と一致するのであるから、この風葉集から推定される限りに於いては、現存うつは物語の本文は源氏物語と同等以上の信頼度を有するといへるのである。

嘗つて片寄正義氏はうつは物語の現存本文と、河海抄及び花鳥余情に引用されてゐる本文とを比較してそれがよく一致することを指摘され、現存本文がそのかみのものとひどく異つてはゐないであらうと結論されてゐる。(註4) 氏の比較されたところを見ると、物語

の現存本文としては非常に誤脱の多い板本を使用され、河海抄、花鳥余情も手近な流布の本をとられて十分吟味されてゐないやうであるが、両者とも可能な限り信頼できる本文をとつて比較するとその一致は殆んど完全に近くなり、時には誤謬と考へられるものまでが共通してゐる程である。

次に河海抄から現存物語本文と対比しながら一例を挙げてみよう。(註5)

うつほの物語に云

かの兵部卿

のみこはらといはす。こしみ所

ある人也まつうちみるにかの君

を女になしてもたらまほしくさ

ならすは我もたまほしくなん

みゆるましですこしなさけあら

む女の心とよめてかの御このい

ひたわふれ人にはいかほさの

みしもあらんとみれはことはり

なり

(若葉上)

同じく花鳥余情では、(註6)

うつほ祭の使 かゝるほとに六

月ころおひに成ぬ大将殿池ひろ

くふかく色々のうへききしにそ

ひておひたり水のうへに枝さし

かゝるほとに六
月のころおひにもありぬ大将は
いけひろくあかくいろ／＼のう
ゑいシ へききしにてをひたる水のうへ

(初秋)

といへるのである。

嘗つて片寄正義氏はうつは物語の現存本文と、河海抄及び花鳥余情に引用されてゐる本文とを比較してそれがよく一致することを指

摘され、現存本文がそのかみのものとひどく異つてはゐないであら

うと結論されてゐる。(註4) 氏の比較されたところを見ると、物語

入なとしたるなか嶋にかたはら
は水にのそきかたはらはしまに
かけいがめしきつり殿つら
れおかしき舟ともおろしきは
しわたしてあつき日さかりには
人々すみなどし給に十二日い
とまの日にてまいり給はぬをつ
り殿にてけふすませたてまつ
らんけふあらんくた物など給へ
よときこえをき給てつり殿にい
て給ぬ。きんたちなどさふらひ
給に

おまへの池にあみおろしう。
おろしてこいふなとらせよきひ
しおほきなるみつあうきとりい
てさせいかめしき山もよひめも
よなと中嶋よりとり出て。をか
しきこかめとも水にひろいたて
なとしてすみあそひ給である。
しのとよけふこにこのすき
ものともひとりもなきさうへ
しやなかすみとう侍従よひにや
ろひたてなどしてすみあそひ

れかしふかき契ある人はよし
あるおりすくさぬそよきなとの
しほにかははしは水に
のそきかたはしはしまにかけて
いかめしきつりとのつくれて
鷺

給へはおとろきての給へつかは
したれは三ところながらあそひ
とくいて船にのりてつり
おかしきふねともおろしきは
ム

わしだしあつき日さかりには人
くすみなどし給。に十二日

いとまのひにてまいり給はぬを
つりとのにてけふすませたて

殿へまうつ (常夏)

にえたさしいりなとしたるなか
しまにかははしは水に
かけいがめしきつり殿つら
れおかしき舟ともおろしきは
しわたしてあつき日さかりには
人々すみなどし給に十二日い
とまの日にてまいり給はぬをつ
り殿にてけふすませたてまつ
らんけふあらんくた物など給へ
よときこえをき給てつり殿にい
て給ぬ。きんたちなどさふらひ
給に

まつらんけうあらんくたものな
とたまへよなとき、ナシ、え、をき

給てつりとのにて給ひぬ君た
ちさなからさふらひ給。に……

(略)

他の諸例もほぼ同様であるが、ただ次の「東屋」の一例のみは現

存物語中には見えない。

うつほ藤原君なかことしたうめにこのよりましのまちとをな
るよしはこひのはたくひにいかみえつるとしたうめこひ

のはたくひいとよかりそ

しかしこの引用文 자체が全く意味の通じないものであり、大なる誤

謬があることは確実である。又、現存「藤原君」の巻も錯乱の痕

跡をかなりとどめてるのでこれに関してはしばらく疑問としてと

どめておく。

更に古く、鎌倉時代末期には成立してゐた源氏物語古註(註5)を
見ると、若紫巻「はなちかき」の条に

これは放書歎うつほのなかた

ひめもよなとなかしまよりとり
ひめもよなとなかしまよりとり
をシ 故シナシム

いとおかしき胡瓶とも水にひ

はなちかき

この大将わか宮の御れうにか
きてまいらせたる手本にもは
なちかきと云事有めつちの
そのつぎにをとこてはなちか
きにかきておなしもしをさま
さまにかきかへてかけり

十二 国ゆつり上

とあつて、事情も本文も一致してある。同じく末摘花巻には、

うつほくらひらき下
左大将はしのひてなかの君の御
かたにはいりてみ給へはうち
はやふれたる屏風ひとよろひは
かりなつかたひらのすゝけた
る木丁ひとつふたつたてゝ君は
あやかいねりのところへやふ
れたるひとかさねすゝけたるし
ろきゝぬきて火をけのすゝけた
るに火わつかにをこしたるに
いひとつたてゝしろきくわんに
おものひめゝきてもりてすゝを
りはしかみつけたるかふらかた
いしほはかりしてよざりのおも
のにもあらずあしたのにもあら

をシ
にかきておなしもしをさま
ナシ・シ
／＼にかへきてかけり
(国譲上)

ぬほとにまやりたり
これ武部卿宮のむすめなれば
あめつちを
ことにおとてはなちかき
そのつぎにおとてはなちかき
にかきておなしもしをさま
ナシ・シ
ことにおひよそへらるゝにや
これにまやりたり
ぬほとにまやりたり
とある外、数箇所に引用された物語本文があるが、孰れも現存本文
とほぼ完全に一致するといつてもよいものである。これによつてみ
れば、鎌倉時代末期の学者達によつて、源氏物語以前の本文を伝へ
てあると考へられたうつほ物語は現存のものとほぼ同じなのであ
り、現存本文の成立は更にずっと遡るものであるとしなければなら
ない。

序に言へば、同じく古註末摘花巻に次の二条がある。

おなし二のまきさきの師のもと

こだち廿人はかりありぬしものまいるみいたいふたよろひひそく
のつぎとも

又、やはり鎌倉時代末期の成立たる異本紫明抄(註3)にも

うつほの物語前太宰節しけのゝますらをか所にぬしものまやり
たい二よろいひそくのへきともむすめともすのたいかねのつき
して物くう

と見えるが、これは現存本「藤原君」に

と、シ・ま、シ・あ、シ・る、シ・ム
と、シ・ま、シ・あ、シ・る、シ・ム
こだち廿人はかりありぬしものさいいかたい二よろい
ひそくのつきともむすめともすのたいかねのつきとりでまうの
ほる

とあり、三者とも同じものであると考へてよいであらう。ところ
で、この部分はうつほ物語特有のもので、しばしば問題となつてゐ
る所謂諺語なのである。この問題については最近武田宗俊氏が新説

を提出され、(註9)その成立を鎌倉時代中期以後と見られてゐるやうであるが、これらの例によれば、いつもも單にうつは、或ひはうつはの物語として引用し、そこに何らの疑念をも挿まず源氏物語以前のものとして扱つてゐるのである。かく当時につつても所謂絵詞は全く物語の本文と同一視され、後からの挿入といやうなことは疑はれてゐなかつてゐるから、その成立は更に相当古くまで引き上げられなければならないと考へられる。

ハ人ハトシノイタハリア
リヒトリハ伊与介ニイトカタ
リケルヲイタハリナシ給云々

衛門佐なり給。ぬさては人々わ
たくしの御いたはりあり右。將
ムシ　セシ　おムシ、ナシ
はむかし山より　をり給ひし
ムシう、シ馬ム
むまそひひとりはいよのすけい
とかたかりけるをいたりなし
ふシ
給。

(藏開下)

なほ、より古いと考へられる本文が源氏物語著古詩裏書を見ら
れる。これは池田亀鑑先生の御研究によれば水原鈔断簡と信ぜられ
るものであり、これによつてわづかながら我々は現存本文の源流を
鎌倉時代初期まで辿ることができると思われる。次にその引用本文
を挙げてみよう。

この例では引用本文に一部の脱落があるが、これは註釈書の性質上しばしば見られることであり、現存本文はほゞ当時のものと変りないと考へることが許されるであらう。しかしが當時の本文が必不可少のまま現在に伝つてゐるのではないやうである。次は一例のみであるが現存本文に見えないものである。人給の項に、

ウツホ云タゝ人ノヤウニコトモ
マヘニスヘテツイナラヒテアラ
ント思ナントテ御ツホ子ヒロク
ツクシユツラハセ給云ゝ是モ御
門ヲリキ給時ノ事也

たゞ人のやうにことも
まへにすへてつるならひてあら
ナシシムなム
んと思ふなん。とて御つはねひ
ろくつくりしつらはせ給て

これは、現存物語に於いても、御譲位直後、院に於いて朱雀帝の仁寿殿に物語られる言葉であつて、古註の記事と一致してゐる。

ウツホ十一ニツカサメシニハ兵
部大輔ニ左衛門佐ナリ給ヌサテ

あこ侍従にひやうふの大輔に佐
つかさめしにはみや
ナシ、シ

前節の検討によつて、少くとも鎌倉時代には現存の本文とほぼ同じものが行はれてゐたことが知られた。従つて問題はそれ以前になつてゐるのであるが、これについては二つの重要な否定説がある。その一つは松下博士によつて祖述されてゐる川嶋心貞の宇津保物語考の説で、^{〔註10〕}

二

極めて小さな断片にしかすぎないので、これから多くのことを考へることはできないが、或ひは絵詞の一部ではないかとも思はれる。以上の如く、確めた現存の諸資料によるかぎり、一般に本文の比較の上からは、現存の物語本文は相當に信頼するに足るものであり、多少の改変があつても局部的なものであらうと推定して大きな謬りはないであらう。

あり、その二は小林好日氏の語法の面からする否定説^(註12)である。

まづ第一の説から検討して行きたい。これは物語中の人物名が平安時代末から鎌倉時代初にかけて実在した人物名と一致するから、現存の物語は鎌倉時代以後に成立したものであるとする説である。しかしこれによつて物語の全部が松下博士の説のやうに否定されるべきでないことは、他のあらゆる徵証によつて明白である。現に風葉集の撰者が当時のうつは物語を目して拾遺集以前のものであると信じてゐたことは、その序文よりして疑ひない所である。問題は武田宗俊氏の主張^(註13)される様な一部の改作の有無であるが、これはもし人名の書き変へだけにとどまるものであれば、たゞへ承認されたして物語の本質にまでかかはるやうなものではない。

確かに心貞や松下博士の挙げられる人名の一一致には著しいものがある。ただこれを論拠として改作を主張する説は、何故に如何にしてこの改変が為されたかを十分に説明し得た時にはじめて完璧となるであらう。これについて武田氏に一応の説はある。

時代が変つて平安時代の官位に親しみと敏感さをかくにいたつた時、名がなくて官位だけでは読みにぐいので、史上の人物名をかりてこれに附したものであらう。或は姓は註のような形で傍記してあつたものを、後くり入れたのかも知れない。

しかしこの説はここに問題となつてゐる人名が実際物語中に現れる場合、殆んどすべて会話中での自称であるといふ事實を無視して單に抽象的に考へたものであつて、この説としては承認しがたいものである。かかる場合にはすでに枕冊子にその名の見えてゐる仲忠、涼をはじめ、風葉集にその名が明記されてゐる忠忠、雅明その他の人物もすべて同様に語つてゐるのである。風葉集に忠雅、兼雅、

雅頬の名が見えず、ただ官位のみで記されてゐることも「論拠とされであるが、これはむしろこの集百体の体裁の統一上当然であるといへる。源氏物語その他の物語では高位の人には名がないからといふのは、うつは物語の特異性を無視した議論である。源氏物語その他では単に高位の人々のみならず、極めて特殊な人物以外はすべて無名であるのが一般である。ところがこの物語では当時の公卿の日記に見る如く、わづらはしいまでに行事、装束、かづけ物などの克明な記述があるとともに、人名も同様ただ一度の登場人物といへども極めて綿密に羅列される。かかるうつは物語であれば、その主要人物は名前位つけられてゐる方がむしろ自然であらう。

更に松下博士も挙げられ、最近では池田彌三郎氏^(註14)も取り上げられた実忠のモデルは、三条中納言実忠なる南北朝頃の人物であるが、この実忠といふ名はそれより以前、すでに風葉集に見えてゐるのである。ここでは人名、官位、住所の三重の一一致は全く偶合なのである。かう考へて来ると忠雅、兼雅、雅頬の場合の史実との符合も相似してゐるといへ、完全ではなく、又これらの名はいつもザラにある名ばかりである^(註15)。偶合ではあり得ないと断定してしまふ前に、前述の如く十分なる説明が要求される。それがなされるまでは一応疑問としてとどめておくべきであらう。

次に小林氏の主張された語法上からする否定説であるが、その説を支へる主な根拠は、卑下の格助詞「が」、接続助詞としての「が」、及び助動詞「しむ」の使役以外の用法が、この物語に多く見られるといふことから、これらの用法が盛んな院政期にまでその成立年代を引き下げようとするのである。この説に対しても直ちに富田和一郎氏による駁論^(註16)があつて、その多くの例証による精緻な反

論によつて小林氏の立言は否定されてゐる。小林氏に再論がある^(註17)が、これはさほど有力なものではないやうである。この論争に於ける宮田氏の立脚点は、用語の差違を単に歴史的変遷のみならず男女の性別によつて考へなければならないことを強調されるにあつた。

即ち小林氏が院政期特有の用語として挙げられた例の一々について、平安時代の男性の手による文章から実例を多数提示されたのである。そしてうつは物語は用語及び語法に於いては、全体にわたつて殆んど矛盾するところなく平安時代の特質を具備してゐると結論されてゐる。

この宮田氏の説が、うつは物語の源氏物語などに対する言語的特異性を男女別の用語といふ位相差として説明するものであるのに対して、同じく位相の差であるとはしながらもそれを言語主体の階級性に認められたのが蓮田善明氏の説である。氏は「宇津保物語特有の『しむ』に就いて」なる論文に於いて、透徹した見事な分析と明哲なる説明とを示されてゐる。平安朝の主要作品を調査されて、この種の「しむ」の地の文に於ける用例はうつは物語に於ける三例のみで、他はすべて会話に用ひられてゐることを認め、その話者が(1)高貴者、(2)知識階級者、(3)喜劇的人物、(4)下級者に限られてゐることを示される。そしてこの四者の性格をすべて一身に集めてゐる真膏についての特有用語意識を見事に説明されたのである。

以上兩氏の説によつてみれば、うつは物語の用語や語法が源氏物語や枕冊子と著しく異つて、院政期の今昔物語集その他にかなり近いといふ現象も、後宮女流文芸と貧窮知識階級の文芸といふ全く異質的な階層に属するものであるといふ事実からすればむしろ当然のことであつて、何ら怪しむことではないのである。

本節及び前節に於いて述べて来たところで、現存の本文が成立した初のものといたく異つてゐるといふ主張を根拠づける確証は全然ないと言つてよく、むしろ現存本文は予想以上に原型に近いものであるといふ推定が許されざるである。なほこの物語の構成の大体については、現存本が成立当初のものと一致することはその頃以来残されてゐる資料のすべてが物語つて居り、平安朝の文献にそれを求めれば、周知の如く、枕冊子、源氏物語、公任集、狹衣物語、浜松中納言物語などがあるが、すべてこの例外ではない。

かく現存本文が成立当初の形をかなりの程度まで伝へてゐるとすれば、それが「詞のつづきをおぼつかなし」と言はれて早くから錯乱してゐたと推定されるのは如何なるわけであらうか。はつきりした断定はもとより不可能であるが、これは箇々の本文の伝写過程に於ける誤謬も勿論意味されてゐたとしても、それよりもこの語の発せられた時、主として念頭にあつたのは、現在でも問題とはされながらも未解決の「嵯峨院」と「菊の宴」との重複だ、卷序の混乱だのであつたと考へるのが妥当であらう。前者については稿を改めて考へてみたい。後者については武村豊太良氏が「宇津保物語卷序考」^(註18)で復原された卷序が當時行はれてゐたと考へられる。これらはいづれも物語の成立過程に問題が存するのであつて、古くからかく詞つづきがおぼつかなかつたといふことは、我々の所論を援けるにもせよ、否定するとは全く考へられない所である。

次いで我々の取上げなければならない問題は、現存伝本中で極めて特異な性質を有する玉松系統本文の処置如何である。従来うつは

物語について説を立てた諸家は決して専らとしないが、孰れもこの系統の本文を黙殺して、何らの考慮もはらはれてゐない。ただ最近に至つて河野多麻氏がこの系統の本文を以つて唯一の正統的本文であることを極力主張され、これに対してもこれまでのところ全然駁論は現れてゐない。もしこの系統の本文が承認されなければならぬとすればうつは物語全篇の構成が一変するのであるから、他のあらゆる研究の前提としてこの問題は何を指いても解決される必要があるものである。

まづ古文献に遺された資料の吟味から考へて行きたい。玉松系統の一つの大きな特色として特異な巻序が挙げられるが、これは現存資料のすべてが食ひ違ひ、これらが示すのは原則的に流布本系統の巻序である。更に立ち入つて、「嵯峨院」と「菊の宴」の重複部について見るならば、これが「菊の宴」に統合されてゐるのが玉松系統の最も重要な性質なのである。ところが珊瑚祕抄には

しるかもと

此名目古哥の中に不見及うつはの物語菊宴巻にあり

らねと

と見える一方、花鳥余情の同じ条件下には、

うつは第四神樂する所に召入うたひてはくうはそくかおこな

ふ山のしるか本あなそは／＼しどこにしあらねは

とあり、花鳥余情の「うつは第四」といふのは「嵯峨院」であることは他の引例から明かである。この事実と、さきの全篇の巻序とを総合して考へれば、当時は正統的本文と考へられてゐたのは玉松系

統の本文ではなく、流布本系統のものであつたとしてよいであらう。

なほ、本文そのものの比較からしても玉松系統の本文の独自異文は、やはりこれらの諸資料によつて知られる本文とは異つてゐる。一例を挙げれば、

花鳥余情

流布本

九大本

琴シ、

九九大本

うつは第三かすか祭

富にかせとていう事を

こゝムシ、ことム

かたち風といふ琴を

みやこ風といふこと

こゝムシ、ことム

富にかせとていう事を

をこかのこゑにしらへ

こゝムシ、ことム

かたち風といふ琴を

へこゝのめてたとふい

こゝムシ、ことム

富にかせとていう事を

てこゝのめてたとふい

こゝムシ、ことム

かたち風といふ琴を

てをおり。返しあそはす

こゝムシ、ことム

富にかせとていう事を

はす

こゝムシ、ことム

かたち風といふ琴を

いふておりかへしあ

こゝムシ、ことム

富にかせとていう事を

そはす

こゝムシ、ことム

かたち風といふ琴を

この例などは最もよく玉松系統の本文の解釈的性質を示すものである。この性質はまた所謂絵詞の部分の冒頭が必ず「ここは……」といふ語で始まつて、はつきり他と区別されてゐる点などにも窺はれる。

以上の如き検討によつて、玉松系統の本文が少しも信頼できるとは考へられなくなるのであるが、この疑念は更に一步進んで内部徵証に眼を向けると一層強められるのである。この場合にも最も中核的な問題箇所として、「嵯峨院」を「菊の宴」との重複部に考察を限定することが許されるであらう。

この部分に関する両系統の本文を比較してみると、玉松系統の本文から、流布本系統の「嵯峨院」・「菊の宴」の本文へ分裂して行く原因、過程が説明できないのに対し、流布本系統の本文から玉松

系統の本文が生成する原因や過程は容易に説明でき、又極めてありますなことである。この生成過程の説明には河野氏が「宇津保物語の錯簡と細井貞雄の業績」に於いて掲出された図式は極めて都合がよいものである。河野氏の意図される所とは全く逆にこの図式はこの説明のためにのみ有効であるやうに思はれる。

もし玉松系統の如く一つにまとまつた本文が本来存在したのであれば、これを故意にもせよ、無意識の過誤にもせよ、流布本系統の本文に分裂させるといふことは、あの図式によつても考へることはできない。この分割が意識的であると考へようすれば、それはあまりにも反目的的であり、無意識的なものであると考へようとするにはあまりに整然と組織的でありすぎる。逆に本来両巻にはば同じやうな記事が別々に存在したのであれば、これを合理的に整理しようとする者が出るのは当然であり、厳格な学的意識のない時代にこのやうな改変が行はれるといふことは極めてあり得ることである。このやうな見方をすれば、玉松系統の本文が極めて小部分を除けばすべて流布本系統の「嵯峨院」・「菊の宴」の本文の混淆したものであることも説明できる。しかしかくて合成された本文は如何に巧妙になされたとはいへ、随所に矛盾を露呈してゐる。今、その代表的なものを二三指摘し、考へて行きたい。

(註23)

によれば

「嵯峨院」にある

かかるほどに十一月ばかりになりぬ新嘗会の頃春宮よりかくの給へり
以下懸想人たちがあて宮に歌を贈る条を取り上げてみよう。ここでは仲忠は、

頭中将なかたよりむしの祭の使のつかひに出たつて
と見え、涼も

すゝしの中将しものおけるつとめて
とあつて二人とも中将である。ところが「人が中将になるのは、
「嵯峨院」から三巻或四巻を隔てた「吹上(下)」に於いてなので
ある。河野氏はこの難闘を認めながらも、なほ玉松の年立によれば
不可能ではないとされるのであるが、後述する如く玉松の年立は成
立不可能なのである。藤英も

かくてとうといは宣旨給はり六十の試給はり年のうちにうち
かうふりにあたりたれは大将との御いたはりにて七日のひう
ちかうふり給はり十一日に大内記になされ春宮の学士になされ
などして時めくことこなし

と見えてゐるが、彼がはじめて読者に紹介されるのは「祭の使」に
於いてであり、玉松の巻序に従つてもはるか後のことである。さき
の涼にしても「吹上」での紹介以前に登場してゐるのである。同様
に忠こそもここと

忠こそそのあさり宮あい君をよひとりてかく聞え給へり

と現れるが、正しい巻序によれば「忠こそ」以前の巻に見えるので
あり、玉松の巻序に従ふとしても山に籠つてまだ世間に出てないうち
のことなのである。彼が阿闍梨になるのは「吹上(下)」に於いてで
あるし、又宮あいとの関係を生ずるのもそこである。このやうにこの
部分は流布本系統では全然問題のない所であるのに、玉松系統の
本文に従はうとすれば解き難い矛盾を随所に生じて來るのである。
玉松系統本によると、この「嵯峨院」で仲忠は中将であるにも拘
らず、「菊の宴」ではしばしば侍従と呼ばれてゐる。

かゝるほどにしょうなかたゞいとになくさうそきて夜うちふけ
ていてきたり

藤しょうとのしょうの君の御さうしたこもりふし給ひて

めて

三条こそあやしう心あるべき人なれこのしょうのはよりたき
などもなしや

などと見えてゐるが、すべて流布本系統では「嵯峨院」にある部分
なのである。それ以外の部分で仲忠が侍従と呼ばれてゐるのは、二
番目の例と密接に抱合せしめられてゐる部分だけである。そして流
布本系統に於いても「菊の宴」にある部分では、

この神泉のみゆきにつかさのおほいすけす、しおなしそけ心と

くめてきんつかうまつりしに云々

以下二十箇所あまりすべて中将とされてゐるのである。かく流布本
系統で「嵯峨院」にある部分すべて仲忠を侍従と呼んで居り、一方
「菊の宴」にある部分は極めて特殊な一例を除けば玉松系統本では
「嵯峨院」にあらうと、「菊の宴」にあらうとすべて中将と呼んで
ゐるのである。玉松系統本では一見混乱してゐて全く基準のないも
のの様に思はれた仲忠の官位は、かく流布本系統のどの巻に属する
かによつて明確な区別があつたのである。この事実は、玉松系統本
文が流布本系統の「嵯峨院」と「菊の宴」との本文を取つて合成し
たものであることを示すと考へられなければならない。そしてこの
合成は倒る處で馬脚を露はしてゐるのである。一例を引かう。

藤しょうとのしょうの君の御さうしにこもりふし給ひて御前
にて兵部卿のみこのしひ給へるさらにすべてものもおほえすた
へあひにけりやなといひてなかたゞいとものおぼえすなりにけ

りこのついてに聞えんことつみもあらしな神もゆるしとかいふ
などかめ給ひそなかたゞいとひ春宮にてかなしき心ちせがな
やかて御前にてしぬとおほえしいかてけふまで侍るならむ源し
くあやしのつとへことやしょうされとふしめるうちの心ちそ
するやぬしはことすちになり給へるひとはあらすや源しょうな
にをかおほすしょう玉のうてなもといふ源中将の君こそうらや
ましけれ（中略）このあかつきにうちにきんあそはしつるはた
れと聞ゆるそなかたゞいましぬへくれなとかいのちみしかくは
ありける
(中略)されといと哀にいまめける御ことものをなといひて思
ふことかぎりなくなりぬ
かな

これは前に流布本系統の「嵯峨院」と「菊の宴」との本文が分ち難
く抱合されてゐると述べた箇所である。この引用文の最初がその前
から引きつゞいて流布本系統の「嵯峨院」の本文であるため、ここ
では仲忠の官位は侍従は統一されて、唯一の例外をなしてゐるので
ある。しかし流布本系統本で「菊の宴」に属する部分では涼は源中
将と呼ばれてゐる。又、仲忠が「ぬしはことすちになり給へるひと
はあらすや」と言はれてゐるのは、帝の御聟たるべき人だからであ
り、更にその彼が「源中将の君こそうらやましけれ」と羨むのは涼
にあて宮を賜ふという宣旨があつたためなのであるから、この部分
は明かに神泉の行幸を踏へてゐることがわかる。それ故この部分で
仲忠が侍従と呼ばれることはいよいよ説明できない。

更に又、右の引用文の最後に見えるやうに仲忠はあて宮の琴を初
めて聞いて感嘆してゐる。しかしこの部分が流布本系統にみるやう
に「嵯峨院」にあれば全然問題はないのであるが、「菊の宴」に至

るまでには、「梅の花笠」及び「祭の使」に於いて既に仲忠はある宮の琴を聞き、あやまりをおかしもするかと思はるほど感激してゐるのである。

以上の例によつても玉松系統の本文の自己矛盾の様相と、それがすべて流布本系統では「嵯峨院」と「菊の宴」とに分かれてゐる本文の混成にその禍根を有するものであることは認められるであらう。同様な箇所は他にも十箇所ばかり直ちに指摘することができ

なは、さきにも一寸触れ、河野氏も取り上げて居られるやうに、非常に無理な叙述法ではあるが、玉松の年立に従へば不可能ではないといふ例がいくつもある。そこで次にそれを検討してみよう。まづ第一に「梅の花笠」に仲頼は踏弓の還饗の際貴宮を垣間見て恋病に沈んでゐたのがやうやく起き上がれたとあることなどから、この巻が「嵯峨院」の後でなければならないことは玉松系統の本文に於いても同様である。又、「嵯峨院」巻頭の叙述によつて仲忠が正頼郎へ行つたのはその時が初めてであり、仲澄と初めて親しく語るのもその直前(時間的に)の「後陰」巻末に於いてでなければならない。

しかるに玉松の年立によれば「梅の花笠」や「祭の使」は「嵯峨院」よりより遙か以前であるにもかかはらず、仲忠と正頼一家とは甚だ親密である。又、「嵯峨院」の初めで仲忠ははじめてあて宮に聞えつゝのであるが、「梅の花笠」以下の巻々ではすでにあて宮にしづしづ恋歌を贈つてゐるのである。その他かかる矛盾はいくらでも指摘ができるであらうが、これらは決して作者の思ひあやまりに帰することができないやうな性質のものではないことは明瞭である。かくして玉松系統の本文が承認されるためには不可欠の要請である玉

松の年立が全く存立の余地ないものである以上、その本文の正当性も否定されざるを得なくなるであらう。

更に言へば、久樹本の本文を伝へる貞雄校本自体についてもその形態上疑惑がないわけではない。次にその一二を挙げてみよう。この校本では諸所に一度書いた文字を胡粉を以つて塗抹し、あるひはその上に更に書き直してゐるが、その多くは必ずしも誤写に基くものとも考へられないものである。例へば、

おはえんよもやくさき。みしかき心ち
とある校合補入も一度はされながら抹殺されてゐる。かかることはその附近に誤写を生じやすい条件が全くないのであるから、厳密な態度の校合の場合にはありさうもないことである。因にこれは貞雄自ら書写してゐる部分である。次の例は更に著しい。

正頼
春たてと身のかすならぬあをやきは花にましらんことそくるしき

と右肩に作者が註記されてゐるが、この正頼とある下に一度あてみやと書かれ後これが消されて正頼と訂されてゐるのである。この歌は東宮への答歌としてあて宮から奉られるのであるが、歌の作者は実は正頼なのである。従つて註記の訂正も理解されるが、これは明かに誤写の訂正とは性質の異なるものである。

くらはよつを三にはよねとも一にはかねなどつまれたりきみた
せに多く

ちゃんと云々
とある箇所では「つまれたり」の次にまづ、

かゝるほとに中の十日はかりに年のはての御読経し給ふへきま
うけし給ふ

とこれだけの文章が補入され、更に右の「かかるほどに」の次に

つきだちて十二月の

といふ語句がその補入部へもう一度補はれてある。そして更にこの補入された「年のはての御説経云々」以下が抹殺され、その代りに

きさいの宮の御としみの御説経し給ふ

といふ文章が示されてゐる。しかるにこの校合の翌年出版された玉松によるとこの抹殺された文句が採用されてゐるのである。これら之事実もこの本文に対する信憑性を高める所以では決してないであらう。

又、この校本では刊本の数丁が除かれ、それに貞雄自筆の数丁が代つてゐることがしばしばあるが、その際一の例外もなくすべて自筆の部分は丁の最後できちんと終り、それが直ちに刊本の次の丁の

最初に接続するやうにされてゐる。そのためには^(註24)

こゝはたてまとろくりやさうしあはせて人はかりへたうあつ

かりとも
つきたりたかひたかすへてうるともあり御とりのなやむとこ
すと

の如く空白を置かずに直接させるための細工が箇箇所も見られる。

同じ努力はこれらの書写部分に於ける一行の字詰の甚しい繁簡となつてもあらはれて、一行二十一、二字位から三十六、七字にまで及んでゐるものさへある。書本にはなかつたと考へられる見せけち、或は補入を敢てするやうなことは、厳正な書写校合に於いては決してなされるものではなく、しかもそれが本の外観を整へるためであつたと推定されることは、この校本（或は久樹校訂本にすでに見られたものであつたにしても）の信憑性を大いに傷けるものであるこ

とは言ふまでもないであらう。

以上の如くあらゆる方面からの検討を経て、玉松系統本の信憑性は一として否定されざるはなかつた。我々としては流布系統の本文を探る外はないのであるが、それにも種々の問題があり、その吟味は改めてなされる必要がある。それはとにかくとして玉松系統の本文の成立の事情について考へてみると、玉松公刊の後数年を出でずして巨勢利和の宇津保物語新治が著され、そこでもほぼ同様な錯簡の訂正が試られており、又、田中道麻呂もこれに注意し、加納諸平にも説があるなど、この問題は当時のうつは物語研究の中心であつた。これらの中になつて久樹本や馬陽本の特質は研究が研究といふ形で示されず、校訂本といふ形で一本を成立せしめてゐる点にあるとみてもさほど失当ではないであらう。

五

うつは物語の本文に関する問題としては、以上の外に絵詞に関する問題、錯簡の復原に関する問題など重要なものがあるものであるがそれらについてはすべて他日を期する外はない。しかしそれはそれとして、又、上來加へて来た考察はまことに粗雑なものではあるが、一応現存資料によつて確め得る限りでは現存の物語本文はあらゆる可能な面からの吟味に耐え、その信頼度は意外に高く、他の方面の研究の基礎にもなり得る程度のものであると言ふことができよう。又、非常に特異な本文をもち、一見まことに合理的である玉松系統の本文はその全く信憑性を欠き、これを基礎としての諸研究は甚だ危険であることを明らかにできたと思ふ。

註2、「校本風葉集六・八五」

註3、「校本風葉集一・一〇一、一・一〇三」

註4、「宇津保物語錯簡考序説」国語国文第七卷第三号

註5、「河海抄の本文は中書本系統の南美文庫本を底本とし、実陸本系統の巖松堂本を以つて校合した。物語本文は浜田本系統の紀氏本を底本として前田本系統の無窮会本(略号ム)及び善要寺本系統の静嘉堂文庫藏植村正路自筆本(略号ウ)を以つて校合した。上段が河海抄、下段が物語本文である。」

註6、「花鳥余情の本文は桃園文庫藏の再度本系統本を底本とし、同じく桃園文庫藏の初稿本系統本を以つて校合した。物語本文は紀氏本を底本として、無窮会本及び善要寺本系統の新宮城書藏本(略号シ)を以つて校合した。さきに植村本を以つてしたのは、本書が「初秋」を欠くためである。」

註7、「未刊国文古註大系第一一卷所収」

註8、「未刊国文古註大系第一〇卷所収」

註9、「宇津保物語の絵詞及年立に就いて」国語国文第二一卷第一号

註10、「宇津保物語は鎌倉以後の偽作か」国学院雑誌第三一卷第一号

註11、「天理図書館に自筆本現蔵。なほ笛淵友一先生「川鷗心貞述字津保物語考について」九大国文学会誌第一一号参照。」

註12、「宇津保物語の言語とその成立年代」国語国文第一二卷第一四号

註13、「宇津保物語の成立年代並に作者について」文学第一九卷第七号

註14、「物語の成長——宇津保物語の場合——」芸文研究第二輯

註15、「試みに尊卑分脈を検すれば、藤原ただまさ五人、藤原かねまさ四人、源まさより三人といふ状態である。」

註16、「用語と著作年代」国語国文第一二卷第七号第八号

註17、「宇津保物語の言語とその成立年代再論」国語国文第一三卷第四号

註18、「国文学攷第二卷第二輯」

註19、「国語国文学研究第七輯。なほ武田宗後氏も最近文学第二一卷第六号所載の論文で同様なことをして居られる。」

註20、「宇津保物語の錯簡と細井貞雄の業績」国語と国文学第二八卷第八号第九号

註21、「武村氏前掲論文参照。」

註22、「三条西本を臨纂せる桃園文庫本による。」

註23、「以下引用本文はすべて九大本に示された久樹本の本文による。」

註24、「藤原の君」四七七(書写の部分)から四八〇(刊本の部分)——都立広尾高等学校教官——